

東日本大震災復興交付金事業概要について

1 目的

東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）は、平成23年12月に成立した東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」という。）により、著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業を対象に、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる目的で創設されました。

2 対象事業

復興交付金の対象となる事業は、基幹事業として国土交通省をはじめ5省40事業が指定されており、効果促進事業として、基幹事業の効果を促進し、市町村が被災地域の実情に合わせて柔軟に作成、実施することができます。

3 配分事業

これまで本市では、第1回及び第2回提出事業で、交付金総額31,355,936千円の配分を受けており、主な市交付事業は下記のとおりです。※（）は事業費。

○基幹事業

・道路事業	278,225千円（359,000千円）
・防災集団移転促進事業	15,389,946千円（17,943,496千円）
・災害公営住宅整備事業	7,588,871千円（8,673,000千円）
・都市再生区画整理事業	1,222,500千円（1,630,000千円）
・市街地再開発事業	30,000千円（50,000千円）

○効果促進事業

・新墓地建設事業	40,800千円（51,000千円）
・市立高等学校統合事業	143,361千円（179,202千円）
・FM中継局設置事業	141,120千円（176,400千円）
・市街地復興効果促進事業	3,255,343千円（4,069,179千円）

4 今後の予定

現在、6月に提出した第3回事業計画の調整を復興庁と行っており、8月下旬に配分可能額が示される予定となっています。第4回以降の申請についても年内に予定されていることから、現在提出していない事業についても、熟度を上げ、提出していく予定です。